

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ナイジェリア国感染症対策強化にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：23a00513

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

調達・派遣改革の各種施策が導入された 2023 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023 年 10 月 4 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 公告

公告日 2023年10月4日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ナイジェリア国感染症対策強化にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約期間（予定）：2023年11月から2024年2月
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。
なお、新型コロナウイルス感染拡大、先方政府側の都合等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Toyoura.Taishu@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
ナイジェリア事務所

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 10月 10日 12時
2	入札説明書に対する質問	2023年 10月 11日 12時
3	質問への回答	2023年 10月 16日
4	入札書・技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	入札書・技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2023年 10月 20日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2023年 11月 6日 10時半
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企

業体結成の合意状況について、記載してください

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- ・ 契約書雛型、入札・技術提案に係る書式

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）日程参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

- 1) 上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

（3）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の

内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

8. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法 (2023年3月24日版)」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4.(3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 入札書 (入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記4.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.(3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (別見積書)

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
[例：22a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICAにて責任をもって削除します。

10. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 1. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記4.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は上記1 1.(2)のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 2. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、

配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価にあたっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

別添資料1「プロポーザル評価の基準」

別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点
- ② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (予定価格 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点(加点分を含む)と価格評価点70:30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1.3. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所やの参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「ナイジェリア国感染症対策強化にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式）-ランプサム型）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

【ナイジェリアの保健医療の現状と課題】

ナイジェリア連邦共和国（以下、「当国」という。）はアフリカ最大の経済・人口規模を誇る大国であるが、平均寿命は53歳（世界銀行、2021）と地域平均60歳を下回る他、2020年の妊産婦死亡率は10万人出生あたり1047人とサハラ以南アフリカ（以下「SSA」という）平均の535人を大幅に上回り、5歳未満乳幼児の死亡率も1000人当たりSSA平均74人を超える113.8人である等、保健医療分野に大きな課題を抱えている。特に感染症による死亡率は約51%で、SSA平均45%を上回り、ラッサ熱やコレラ、髄膜炎等、季節性感染症拡大が継続し、毎年多数の死者を出している。HIV陽性者数は、南ア、インドにつぐ世界第3位、結核患者数はアフリカ最大とされる。2050年には総人口が約4億人と、中国、インドに次ぐ世界第3位となる見込みであり、2014年のエボラ出血熱、2020年のコロナ感染症等、新たな感染症の脅威が発生する中、経済・社会的インパクトの低減を踏まえ、感染症疾患の早期検知、診断、対応能力強化、そして早期治療と感染症拡大防止につながる体制整備、それを担う組織・人材の能力強化が喫緊の課題となっている。

【ナイジェリア政府の対応】

上述の課題を受け、当国連邦保健省は、国家戦略的保健開発計画Ⅱ（National Strategic Health Development Plan II：2018-2022）を策定した。保健医療サービスの基礎的パッケージ利用率向上及び、供給のための保健システム強化等を最優先分野とし、感染症の予防・管理・症例発見時の初動体制整備、公衆衛生上の緊急事態への対応能力の強化、保健医療サービスのインフラ整備や機能性の向上と、迅速で公平なアクセスの確保を目指している。2018年には感染症サベイランス・対策を担う、ナイジェリア疾病予防センター（Nigeria Center for Disease Control。以下「NCDC」という）が法人化され、感染症疑い例の早期検知や、迅速かつ精度の高い検査と診断確定、感染症サベイランス体制の整備と緊急対応能力の強化に取り組んでいる。

【感染症診断・治療体制の現状と課題】

検査室体制は、コロナ禍前は公衆衛生ネットワーク検査室40か所程度で対応していたものの、2022年に170か所以上へ急増、NCDC体制トプリファラルである国家標準検

査室（National Reference Laboratory。以下「NRL」という）が、これら急増するネットワーク検査室を一極集中的に監督・指導する集中型マネジメント体制の見直しを迫られている。州レベル以下は、一般医療施設の臨床検査室が検査を行う。しかし、2次、3次医療施設とも、施設の老朽化や水・電気などの基礎的な設備、検査機材・試薬・備品の欠如が顕著である。特に2次医療施設以下では診断確定後の治療にあたる医療従事者不足が深刻化している。こうした現状は、各医療レベルからの報告やデータの信頼性の低さに繋がり、精度の高い分析とエビデンスに基づく対応策検討・提言及び、感染症の早期検知と拡大防止へ向けた感染症対策システム全体に係る機能向上の阻害要因となっている。上記課題を改善して行くためには、連邦レベルと共に、コミュニティ・地域レベルから州レベルも含めた体制整備・人材の能力強化が必要な状態である。

第3条 調査の目的と範囲

本調査は、「第2条 調査の背景・経緯」を踏まえ、「第5条 調査の内容」に基づき、当国で将来起こり得る感染症等の公衆衛生上の危機に備え、感染症の早期検知、検査、診断、そして早期治療へつながる検査・治療体制整備に資する、資金協力事業・技術協力等の協カスキームを有機的に組み合わせ、優先度の高い協カプログラム・案件の形成を行うための情報収集・分析を行うものである。

第4条 調査実施の留意事項

対象地域については、協カ成果発現の観点から、邦人専門家の渡航が可能な地域を対象とすることとする*。しかし、当国の治安情勢や安全対策措置状況を踏まえ、対象州は、協カ目的とアウトプットとに鑑みた基準を設定し、調査の中で議論しながら4~6州程度を選定する。特に資金協力事業の検討が見込まれる候補地、事業内容、形態については、JICA事務所を通じ、安全管理部へも事前の相談・確認を行う。

*2023年9月末時点で、連邦首都行政地域（FCT）、ラゴス州、ナサラワ州、クワラ州、オゲン州、オヨ州、オシュン州、アクワイボム州の内州都ウヨ及び空港以北の地域、タラバ州への渡航が可能。一方、治安情勢や空港閉鎖により変更となる可能性があり、業務開始後に事務所へ確認。

第5条 調査の内容

- (1) 当国における感染症対策強化に資する協カ案件形成に必要な情報を収集・分析する。
- ① 当国連邦保健省が検討を進める次期保健セクター国家戦略で感染症対策分野にかかる方向性や内容、進捗状況にかかる情報収集・分析を行う。
 - ② NCDC が準備中の次期戦略・実行計画の方向性や内容、進捗状況にかかる情報収集・分析を行う。特に、連邦制及び当国特有の条件に留意³した上で、NCDC が進めようとしている検査室ネットワークやサバイランスのマネジメント体制変更に関し、その背景や目的、新たな体制における中央、6地域（ゾーン）、各州の役割分担、本体制変更で見込まれる改善点等にかかる情報収集と分析を行う。
 - ③ ①、②並びに邦人専門家渡航制限も踏まえ、対象州選定に必要な指標を検討した上で、対象州を絞り込む。
 - ④ 上記で選定した対象州の保健省・プライマリーヘルスケア庁を通じ、州レベルの感染症

³ 連邦制及び当国特有の条件に留意いただき調査を実施いただきたいと考えていますが、プロポーザル提出時点で調査時に留意する予定の事項に関し、提言願います。

対策方針の有無と、ある場合はその内容にかかる詳細情報収集・分析を、ない場合はどの政策に基づいた対策を行っているか確認する。

⑤ 対象州における2次、3次施設レベルでの人員配置、予算措置、検体・患者の搬送を含むサバイランス、検査、診断、治療の状況と対応能力、州内上位・下位施設との連携体制、の現状にかかる情報収集・分析を行う。

⑥ 中央と地方におけるサバイランスに関わるデータシステムに関して、WHO が推奨する Early Warning, Alert and Response System (EWARS) や疾患単独のもの等も含めた現存のシステムの情報収集・分析を行う。

⑦ 他ドナーによる感染症対策分野の支援、特に第4条の対象州以外も含む各ドナーの州レベルにおける医療施設や検査室・ネットワーク体制整備及びサバイランス体制強化にかかる支援について情報収集・分析を行う。

⑧ 現状の情報収集・分析で、当国及び日本において利用可能な DX 技術活用、連携可能性のあるスタートアップ、民間企業を網羅的に調査する。

(2) 上記(1)で収集した情報・分析結果を基に、また、当国の連邦制を念頭に、感染症サバイランス、検査・診断、治療体制の整備へ向けた課題の抽出と、日本による協力の方向性や枠組み、案件を形成・実施するために必要な情報収集・分析を行う。

① Joint External Evaluation (JEE)のセルフアセスメントなどを参照しつつ、JEE スコアを向上させるための課題・ボトルネックを連邦、対象州、各レベルで分析し、取り組むべき優先項目について絞り込みを行う。

② ①及び(1)⑦で収集した、他ドナーの支援状況や、JICA の実施中協力の成果等を踏まえ、今後の協力の方向性や開発目標、枠組みにつき分析・提案を行う。その際、ハード、ソフト両面、また、当国で邦人渡航が可能な地域での可能性を踏まえ、分析を行う。また、これら課題分析の結果、地域保健や母子保健などのアプローチからの協力が妥当性・有効性が認められる場合は、その可能性も検討する⁴。尚、技術協力については、日本側で対応可能な協力リソースの有無も念頭に置くことに留意。

③ ②で分析した方向性や枠組みを踏まえ、短・中期的な協力プログラム案及び具体的協力事業(円借款、無償、技術協力、民間連携)案を検討・提案する。当国政府の政策・イニシアティブとの整合性や、各ドナー事業との協調による相乗効果、当国や日本のスタートアップ等を含む民間連携並びに JICA の広域協力可能性等⁵を考慮の上、関係機関(連邦・NCDC・州レベル、他ドナー含む)との意見交換などを通じて優先度を検討するとともに、事業形成、実施に当たっての留意事項を分析・提案する。

④ ③で提言する円借款事業について、世界銀行やアフリカ開発銀行とのプロジェクト型の協調融資の可能性を優先して検討する。また、借款事業を実施している他ドナーから円滑な事業形成や実施に当たっての留意点並びに事業効果発現のための教訓を分析、提案する。

⑤ 上記協力案の有効性、持続性、インパクト、効率性を最大化させることを目的に、(1)での調査結果を踏まえて DX 活用と民間連携コンポーネントを検討する。その際、本邦企業のナイジェリア進出促進を目的として、当国に関心のある本邦企業を中心に JICA の SDG 調査等民間連携スキームへの応募促進を行う。

⁴調査の背景・経緯に記載の通り、国の感染症死亡率低減に資する協力を考える場合のアプローチにつき、可能性や留意点を技術提案書で提案願います。

⁵ 他ドナーとの協調や民間連携、DX活用など、相乗効果の見込める、柔軟な協力枠組みについて、技術提案書で提案願います。

第6条 報告書等

最終報告書の提出期限は契約履行期間の末日とする。

成果品等提出物	記載内容	提出時期	部数
インセプション・レポート	業務実施に関する基本方針、調査方法、調査項目、調査内容、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等	調査開始後2週間以内	和英文電子データ（PDF、MS Word形式）
ドラフト・ファイナルレポート	提出時までの調査結果	2024年2月15日	英和文電子データ（PDF、MS Word形式）、（プレゼンテーション資料は英文のPDF、MS WordまたはPower Point形式）
ファイナルレポート	提出時までの調査結果	2024年2月29日	和文1部（製本） 英文1部（製本） CD-R1部（PDF、MS Word形式）

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果、及び JICA との協議に基づき最終確定するものとする。

1. 調査概要
 - 1-1. 調査の背景と経緯
 - 1-2. 調査団の構成と調査工程

 2. ナイジェリア感染症対策の現状と動向
 - 2-1. 既存の感染症対策の政策と現状
 - 2-2. 新政策・戦略の方向性と進捗状況
 - 2-3. 2-2. を踏まえた関連機関（NCDC、NPHCDA）の動向及び実行計画等
 - 2-4. 上記における州レベルの現状と期待される役割
 - 2-5. 他ドナーによる感染症対策分野の支援状況
 - 2-6. 感染症対策分野でのスタートアップを含む民間企業連携の状況と事例

 3. 今後の感染症対策分野における日本の協力の方向性や枠組み
 - 3-1. 上記 2. を踏まえた連邦、州各レベルにおける課題の抽出と分析
 - 3-2. 対象とすべき州及び日本側協力リソース有無等の分析・提言
 - 3-3. 3-2. を踏まえた日本の協力の方向性や枠組み、短・中期的な協力プログラム案の提言
 - 3-4. 他ドナーとの協調・連携にかかる提言
 - 3-5. 具体的な事業形成・実施にあたっての留意事項や事業効果発現のための教訓
 - 3-6. 上記における DX 活用や民間連携コンポーネントの可能性にかかる提言

 4. 結論
 - 4-1. 調査結果の総括
 - 4-2. 今後の協力方針への提言
- 添付：
1. 有償・無償資金協力・技術協力候補案件リスト
 2. 各案件の概要表

以上

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「1. 技術提案書の構成」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	連邦制及び当国特有の条件に留意した調査の実施のために留意いただく予定の事項	第5条 調査の内容(1)②
2	感染症対策協力において取り得る様々なアプローチの可能性について	第5条 調査の内容(2)②
3	他ドナーとの協調や民間連携、DX活用など、相乗効果の見込める、柔軟な協力枠組み	第5条 調査の内容(2)③

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7.6人月 (現地渡航回数：延べ3回)

※渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

各評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／〇〇 格付の目安 (2号)】

1) 対象国及び類似地域：アフリカ地域

2) 語学能力：英語

※業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

配布資料はありません。

2) 公開資料

➤ アフリカ地域保健システム情報収集・確認調査報告書
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12346219.pdf>)

➤ アフリカ地域新型コロナウイルス感染拡大を得た保健医療施設・機材にかかる情報収集・確認調査報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046915.html>)

➤ ナイジェリア疾病予防センター検査機能能力強化計画協力準備調査報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036046.html>)

ナイジェリア疾病予防センターにおけるネットワーク検査室機能強化計画協力準備調査報告書

(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000042071.html>)

➤ 公衆衛生上の脅威の検出及び対応強化プロジェクト（事前評価）

(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1700188_1_s.pdf)

(5) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

渡航計画（渡航先含む）については、JICA 安全対策措置を踏まえ、事前にナイジェリア事務所を通じ、安全管理部承認の上、実施することとなります。また、ナイジェリアの治安情勢や安全対策措置を踏まえ、特に資金協力事業の検討が見込まれる候補地、事業内容、形態については、JICA 事務所を通じ、安全管理部へも事前の相談・確認を行う必要があります。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判（縦）、原則として 1 行の文字数を 45 字及び 1 ページの行数については 35 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するについては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月版）」（以下同じ）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

「第 3 章 技術提案書作成要領」の 2. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「8. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。

1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めることとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	安全対策経費	第2章特記仕様書第4条調査実施の留意点、第5条、(1)調査の内容③～⑤	251,873円 297,810円	警護警官(宿泊なし)：20,586円	特殊備人費
				警護警官(宿泊あり)：86,887円	特殊備人費
				警護警官宿泊費：144,400円	特殊備人費
				警護警官用車両借上費(アブジャ市内との往復時)：88,620円	車両関連費
				警護警官用車両借上費(アブジャ市外滞在時)：209,190円	車両関連費

(4) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙3：評価表

技術提案書評価表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3